

意見募集の概要

案件名：個人番号制度に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）に対する意見募集について

公示資料：国が定める特定個人情報保護評価書（全項目評価書） ※（別添資料）

根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第27条

所管課：市民生活部市民課

評価対象（意見募集）とする特定個人情報ファイル	① 住民基本台帳ファイル ② 本人確認情報ファイル ③ 送付先情報ファイル ※取り扱いデータ数がそれぞれ 30 万人以上のため住民からの意見聴取と第三者点検が必須のシステム（全項目評価対象となるもの）
-------------------------	---

1 個人番号制度の概要・評価の目的

個人番号（マイナンバー）制度（番号法によって導入される社会保障・税番号制度）とは、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、個人番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、①国による個人情報の一元管理、②特定個人情報の不正追跡・突合、③財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、個人番号（マイナンバー）制度においては、上記の①～③の懸念に対して、特定個人情報保護委員会（内閣府の外局）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めることとしている。

特定個人情報保護評価は、このような個人番号（マイナンバー）制度の枠組みの下での制度上の保護措置であり、特定個人情報（マイナンバーを含む情報）ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。

2-1 意見募集について

全項目評価の根拠

番号法第27条により「行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を公示し、国民の意見を求めるものとする。」とされており、特定個人情報保護評価指針に基づき、対象ファイル人数が30万人以上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、全項目評価（別紙1・2を参照）の実施を義務付けられている。

2-2 意見募集について

全項目評価の流れ

特定個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価指針によれば、地方公共団体は、全項目評価書を作成した後、特定個人情報保護委員会規則（以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記①～③を行うことが義務付けられている。今回実施するパブリックコメントは下記の①に基づくものである。（別紙3を参照）

- ① 全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求める（パブリックコメント）。
 - ・これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。なお、全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は原則として30日以上とする。
- ② 住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受ける。
 - ・本市においては有識者からなる第三者機関として高槻市個人情報保護運営審議会とする。
- ③ 第三者点検を経て、特定個人情報の保護を住民に対して宣言する。

2-3 意見募集について

具体的な全項目評価書の評価内容

<評価内容>

- ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- ② 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- ③ 特定個人情報ファイルを取り扱うため使用するシステムの概要
- ④ 個人情報の流れ（収集、利用、管理、提供、抹消までの一連の流れ）
- ⑤ 特定個人情報の収集、利用、管理、提供、抹消方法がプライバシー保護の観点から妥当か
- ⑥ 取り扱う特定個人情報ファイルの詳細
 - ・項目、特定個人情報の数、いつからどのように取り扱うか
 - ・個人情報を取り扱う法的権限
 - ・個人情報を取り扱う必要性、利用目的

<全項目評価書の項目一覧>

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
3. 特定個人情報ファイル名
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
5. 個人番号の利用
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
7. 評価実施機関における担当部署等

(別添1) 事務の内容 (図)

II 特定個人情報ファイルの概要（ファイル単位）

1. 特定個人情報ファイル名
2. 基本情報
3. 特定個人情報の入手・使用
4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（ファイル単位）

1. 特定個人情報ファイル名
2. 特定個人情報の入手
3. 特定個人情報の使用
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
7. 特定個人情報の保管・消去

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

IV その他のリスク対策

1. 監査
2. 従業者に対する教育・啓発
3. その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価
2. 国民・住民等からの意見の聴取
3. 第三者点検
4. 特定個人情報保護委員会の承認

（別添3）変更箇所

【今後のスケジュール（予定）】

- 1月21日～2月20日 パブリックコメント実施（31日間）
- 3月上旬 パブリックコメントを受けての修正
- 3月中旬 3月議会の文教市民委員会協議会で報告
- 5月 高槻市個人情報保護運営審議会に諮問
- 6月 特定個人情報保護評価書の公表
- 10月 個人番号付番、全市民への通知

●意見募集期間

平成27年1月21日（水）～平成27年2月20日（金）（31日間）

●閲覧場所

市民課（市役所本館1階）、行政資料コーナー（市役所本館1階14番）、
各支所、各行政サービスコーナー、各コミュニティセンター、各市立公民館、
市ホームページ（<http://www.city.takatsuki.osaka.jp>）

●応募方法

住所及び氏名（団体の場合は、所在地、団体グループ名、代表者名）を明記して、
2月20日（金）までに、市民課へ直接持参、郵送（同日消印有効）、ファクシミリ
（いずれも様式自由）又は市ホームページの簡易電子申込サービスから提出してください。

【 〒569-8501 高槻市桃園町2番1号
高槻市市民生活部 市民課 FAX 072-661-6666 】

※ご記入いただく住所、氏名等の個人情報については、公開いたしません。また、本募集目的以外の用途には使用いたしません。

※住所、氏名の記入がないご意見、電話や口頭でのご意見は受付できません。

※個々のご意見に対する個別の回答は行いません。

●問い合わせ先

市民課（TEL：674-7064）

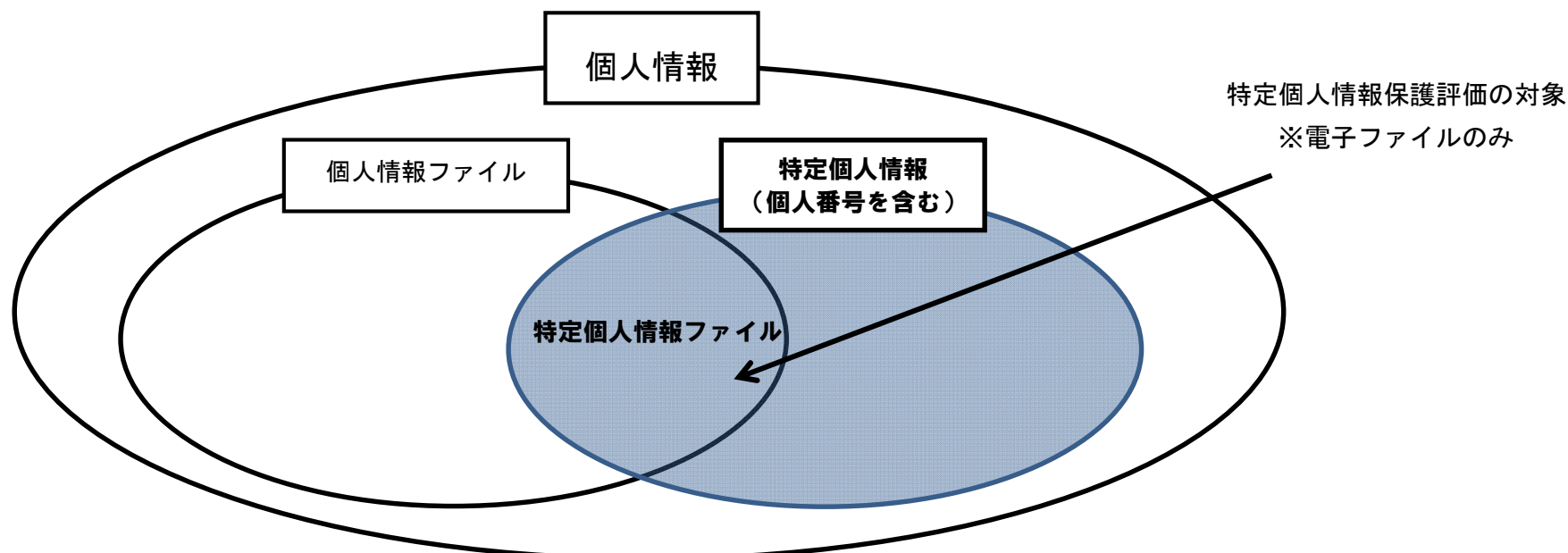
特定個人情報保護評価の概要

根拠規定

行政機関の長、地方公共団体の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を公示し、国民の意見を求めるものとする。（番号法第27条）

個人情報との関係図

- 個人番号（マイナンバー） : 国民一人一人に付番される一意の番号をいいます。
特定個人情報 : 個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。
特定個人情報ファイル : 個人番号をキーにして特定個人情報を検索・利用することができるファイルをいいます。



特定個人情報ファイルの保有・変更に当たり、個人のプライバシーに与える影響を事前に予測・評価し、その保護のための措置を講じる仕組みのことをいいます。評価の方法としては、次の3つに分類されます。

【基礎項目評価】

- 自主点検

例) 生活保護システム、
住宅管理システム

ファイルに含まれる人数：1,000人以上

原則として、特定個人情報ファイルを保有する場合に必ず実施する。

<主な点検項目>

対象人数、取扱者数、漏えい等の事故の有無

【重点項目評価】

- 自主点検

例) 税収納システム

ファイルに含まれる人数：10万人～30万人未満

基礎項目評価の結果、さらなる評価が必要である場合に実施する。

<主な点検項目>

他システムとの接続の有無、対象者数、対象者の範囲、記録される項目、利用目的、利用の主体、利用方法、入手元、入手方法、委託・再委託の有無、提供の有無、提供する情報の対象者数・範囲・方法、保管場所、リスク対策（目的の範囲を超えた収集・ひも付け、不正利用）

【全項目評価】

- 自主点検

●パブリックコメント

- 第三者点検

例) 住民基本台帳システム、
個人市民税賦課システム

ファイルに含まれる人数：30万人以上

基礎項目評価の結果、詳細な評価が必要である場合に実施する。

<主な点検項目>

上記重点項目評価の項目に加えて、個人番号を取り扱う理由、市民のメリット、入手の時期・頻度、入手の妥当性・本人への明示、保管期間、消去方法、リスク対策（入手時の漏えい、アクセス権限、ログ管理、不正複製）、情報の正確性、委託契約内容、委託先での情報の取扱い

全項目評価では、対象所属による自主的な点検に加え、パブリックコメントが求められます。

